

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

少年 A の附添人弁護士大塚泰紀の抗告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の各判例はいずれも事案を異にし本件に適切でなく、その余は、憲法三一条、三七条二項違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、少年 B の附添人弁護士林勝彦の抗告趣意のうち、憲法三八条二項違反をいう点は、記録によると、所論各自白の任意性を肯認した原判断は相当であるから、所論違憲の主張は前提を欠き、その余は、憲法三八条、三一条違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも少年法三五条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年一〇月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	島	昭
裁判官	木	下	忠
裁判官	大	橋	進
裁判官	牧	圭	次
裁判官	島	谷	六郎